

船越公園遊具整備業務委託

仕 様 書

岩手県 山田町

令和6年4月

## 1 業務名

船越公園遊具整備業務委託

## 2 履行場所

岩手県下閉伊郡山田町船越第7地割地内（船越公園）

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から150日間

## 4 仕様

本業務を行うにあたり、仕様は以下のとおりとする。

### (1) 遊具に関する事項

~~ア 対象年齢が3歳から12歳までの複合遊具とすること。~~

ア 対象年齢が6歳から12歳までの複合遊具1基とすること。

イ 障がいの有無、体格、性別に関わらず利用できるユニバーサルデザインに配慮された複合遊具とすること。

ウ （一社）日本公園施設業協会のSPマーク表示認定品とすること。

エ 耐用年数に優れた耐久性のある部材を使用すること。

オ 対象年齢シールを貼付すること。

カ 別紙設置予定範囲図の設置予定箇所に安全領域を含んだ遊具が設置できること。

キ 「遊具安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠した遊具を設置すること。

ク （一社）日本公園施設業協会の団体賠償責任保険に加入した製品とすること。

### (2) 施工に関する事項

ア 岩手県県土整備部共通仕様書に基づく施工管理を行うこと。

イ 次のいずれにも該当する者を配置すること。

（ア）主任技術者は、見積提出期日の前日において参加申込者と直接かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にある者であること。

（イ）（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者を配置すること。

### (3) その他

一般財団法人自治総合センターの「令和6年度コミュニティ助成事業助成金」を活用した事業であることから、設置する遊具及び遊具周辺に看板等で宝くじの社会広報表示を行うこと。なお、広報表示は「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠すること。

また、本契約後に一般財団法人自治総合センターとの協議を要することから、協議の結果次第では提出のあった承諾図等を修正してもらう場合がある。